

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○建築基準法による一団地の区域……………
……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…

○平成二十一年東京都告示第千二百三十四号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の五第二項、第四条の六の二第三項、第四条の七第四項、第四条の十八第一項、第四条の十九第三項、第四条の二十三第一項、第四条の二十六第二項、第五条の十二第一項第四号及び第五条の十九第一項並びに東京都地球温暖化対策指針第二編第五 七の規定により知事が別に定める様式）の一部改正……………
……………（環境局地球環境エネルギー部総量削減課）…

○都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…
……………（同）…

公告

○土地区画整理事業の換地処分……………
……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…

告示

●東京都告示第五百三十一号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条

第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

東京都知事 舛添 要一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

世田谷区粕谷二丁目百五番一、同番 平成二十八年二
四の一部、百六番一、同番六、同番 月二十四日
十四、二百五十五番一、同番七から
同番十一まで、二百五十九番二及び
南烏山一丁目二百三十三番八

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁
第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第五百三十二号

平成二十一年東京都告示第千二百三十四号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の五第二項、第四条の六の二第三項、第四条の七第四項、第四条の十八第一項、第四条の十九第三項、第四条の二十三第一項、第四条の二十六第二項、第五条の十二第一項第四号及び第五条の十九第一項並びに東京都地球温暖化対策指針第二編第五 七の規定により知事が別に定める様式）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日

東京都知事 舛添 要一

別記第六号様式その五及びその六を次のように改める。

別記第七号様式中

ガス種類別合計	
非エネルギー 起源二酸化炭素 (CO ₂)	
メタン (CH ₄)	
一酸化二窒素 (NO ₂)	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	
パーフルオロカーボン (PFC)	
六フッ化イオウ (SF ₆)	

を

ガス種類別合計	
非エネルギー 起源二酸化炭素 (CO ₂)	
メタン (CH ₄)	
一酸化二窒素 (NO ₂)	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	
パーフルオロカーボン (PFC)	
六フッ化イオウ (SF ₆)	
三フッ化窒素 (NF ₃)	

に

改める。

第九号様式との二様式「一般電気事業者からの買電」及び「一般送配電事業者の電線路を介して供給された電気」を

改める。

附則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都告示第五百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。



平成二十八年三月二十九日

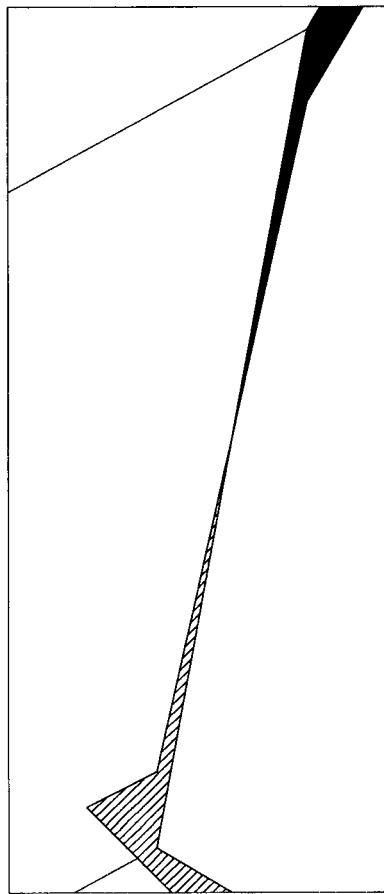
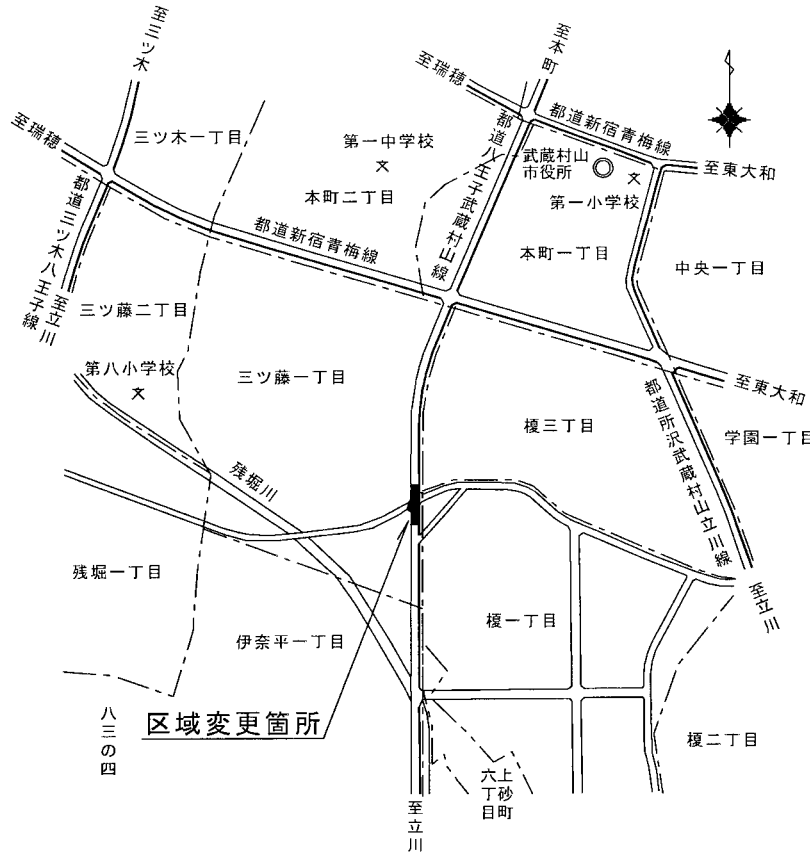
東京都知事 外 添 要 一

- 一 路線名 八王子武蔵村山
- 二 変更の区間 武蔵村山市三ツ藤一丁目八十四番一地先から同所八十三番三地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり
- 四 変更の期日 平成二十八年三月三十日

別図

都道八王子武蔵村山線区域変更略図
武蔵村山市三ツ藤一丁目地内

	廃止区域		編入区域
延長	一八・九七メートル	延長	一八・〇九メートル
面積	二四・八三平方メートル	面積	九・九七平方メートル



武蔵村山市
三ツ藤一丁目

八三の三

八三の四

10.00

八四の一

至本町

榎三丁目

都道八王子武蔵村山線

18.00

榎一丁目

至立川

●東京都告示第五百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

東京都知事 舩 添 要 一

一 路線名 八王子武蔵村山

二 供用開始の区間 武蔵村山市三ツ藤一丁目八十三番四地先から同所同番三地先まで

三 供用開始の期日 平成二十八年三月三十日

公 告

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により東京都計画事業土支田中央土地区画整理事業者練馬区代表者練馬区長前川耀男から換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十八年三月二十九日

東京都知事 舩 添 要 一

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえにリサイクル適性です。